

## 各 位

会 社 名 株式会社エス・ディー・エス バイオテック  
 代 表 者 代表取締役社長 安田 誠  
 (コード: 4952、東証第二部)  
 問 合 せ 先 執行役員管理部長 深澤 良彦  
 (TEL. 03-5825-5511)

株式の売出し及び主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成25年8月30日開催の取締役会において、下記のとおり、株式の売出しを行うことについて決議いたしましたのでお知らせいたします。また、当該売出しにより、主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

## 記

## I. 当社株式の売出し

## 1. 当社株式の売出し(引受人の買取引受による売出し)

- |   |   |             |
|---|---|-------------|
| (1) 売 出 株 式 の<br>種 類 及 び 数                                | 当社普通株式  | 1,000,000 株 |
| (2) 売 出 人   | 昭和電工株式会社  |             |
| (3) 売 出 価 格   | 未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成25年9月9日(月)から平成25年9月11日(水)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値の無い場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として需要状況を勘案した上で決定する。) |             |
| (4) 売 出 方 法   | みずほ証券株式会社(以下「引受人」という。)に全株式を買取引受けさせた上で売出す。<br>売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。   |             |
| (5) 申 込 期 間   | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。  |             |
| (6) 受 渡 期 日   | 売出価格等決定日の6営業日後の日。   |             |
| (7) 申 込 証 抱 金   | 1株につき売出価格と同一金額とする。  |             |
| (8) 申 込 株 数 単 位   | 100株  |             |
| (9) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長 安田 誠に一任する。 |   |             |
| (10) 本株式の売出しについては、平成25年8月30日(金)に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。 |   |             |

ご注意:この文書は、当社株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記＜ご参考＞2. をご参照）

(1) 売出株式の種類及び数	当社普通株式 132,400株	なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、売出価格等決定日に決定される。
(2) 売出人	みずほ証券株式会社	
(3) 売出価格	未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）	
(4) 売出方法	引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から132,400株を上限として借り入れる当社普通株式の売出しを行う。	
(5) 申込期間	引受人の買取引受による売出しの申込期間と同一とする。	
(6) 受渡期日	引受人の買取引受による売出しの受渡期日と同一とする。	
(7) 申込証拠金	1株につき売出価格と同一金額とする。	
(8) 申込株数単位	100株	
(9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長 安田 誠に一任する。		
(10) 本株式の売出について、平成25年8月30日（金）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。		
(11) 引受人の買取引受による売出しが中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。		

### ＜ご参考＞

#### 1. 株式売出しの目的

今般、上記売出しを実施することといたしましたが、これは、当社普通株式の分布状況の改善と流動性の向上を目的としたものであります。

#### 2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から132,400株を上限として借り入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）であります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成25年9月25日（水）を行使期限として、上記当社株主から付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年9月24日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借り入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借り入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又

ご注意:この文書は、当社株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

は一部を借り入れ株式の返還に充当することができます。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借り入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、グリーンショーオプションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借り入れ、当該株主からのグリーンショーオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

### 3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主である出光興産株式会社は、みずほ証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目に日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行及び新株予約権の権利行使による当社普通株式の交付等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

## II. 主要株主の異動

### 1. 異動が生じる経緯

平成25年8月30日開催の当社取締役会において決議しました前記「I. 当社株式の売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の当社株式の売出しに伴い、昭和電工株式会社は主要株主に該当しなくなることが見込まれるものであります。

### 2. 異動が見込まれる主要株主の概要

(1) 名 称	昭和電工株式会社		
(2) 所 在 地	東京都港区芝大門一丁目13番9号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 市川秀夫		
(4) 事 業 内 容	石油化学、化学品、エレクトロニクス、無機、アルミニウム、その他の製品の生産、開発等		
(5) 資 本 金	140,563百万円（平成25年6月30日現在）		

### 3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (平成25年6月30日現在)	11,324個 (1,132,400株)	14.48%	第2位
異動後	1,324個 (132,400株)	1.69%	第6位

（注）総株主の議決権の数に対する割合は、平成25年6月30日現在の株主名簿による総株主の議決権の数に基づくものです。

ご注意:この文書は、当社株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

#### 4. 異動予定年月日

前記「I. 当社株式の売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」記載の売出しにおける受渡期日（売出価格等決定日の6営業日後の日）

#### 5. 今後の見通し

本異動における当社業績等への影響はありません。

以上

ご注意:この文書は、当社株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。